

令和4年度 O-TEX2025「ライフスタイル Week 関西」出展に伴うブース企画・設営業務
委託先募集要項【改定版】

1. 業務の名称

令和4年度 O-TEX2025「ライフスタイル Week 関西」出展に伴うブース企画・設営業務

2. 実施期間

契約締結日から令和4年9月30日(金)まで

3. 委託料上限額

7,000,000 円以内(消費税込)

※事業費見積には、運営経費、その他諸経費及び消費税等を含むものとする。

4. 応募資格

次のアからスまでの要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。但し、単独で参加した事業者が、共同企業体の構成員になることおよび、各構成員が複数の共同事業体の構成員となることはできないものとする。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員も以下の要件に該当すること。

ア. 業務委託を履行することができ、円滑に業務を行うためのネットワークや体制が整備されていること。

イ. 自ら事業者として、事業活動の企画・運営を行う資力、信用並びに経営能力を有するものであること。

ウ. 日本語でのコミュニケーションが円滑に図れること。

エ. 守秘義務を遵守できること。

オ. 国内法人の場合は、次のカからスまでの条件を満たすこと。

カ. 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者であるもの。

(イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けているもの。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

- キ. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ク. 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ケ. 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度に都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- コ. 最近1事業年度の消費税及び地方消費税その他公租公課を完納していること。
- サ. 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- シ. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ス. 大阪市を当事者の一方とする契約(市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

(注) 申込者が応募資格を備えていると認められない場合は、審査の対象外とする。

5. 選定手続

(1) 質問の受付及び回答

① 受付期間

令和 4 年 5 月 31 日(火) 午後5時まで(必着)

② 提出方法

A. 下記電子メールアドレスあてに提出すること。

・電子メールアドレス otex@obda.or.jp

※電話・FAX等による質問は受け付けない。

B. 「件名」の始めに「【質問】」と明記すること。

③回答日

令和4年6月3日(金)(予定)にメールでの回答とする。

※寄せられた質問と回答は、質問者名を伏せてWEBに掲載する。

(2)企画提案書類の提出

①提出書類(原本1部およびPDF形式の電子データ。企画提案参加申請書と見積書の原本には捺印のこと)

- ・企画提案参加申請書(様式1)

- ・共同企業体届出書(様式2) ※共同企業体で参加の場合

- ・提案書類(様式自由)

 - ※ブースのテーマ・コンセプトを表現したもの

 - ※来場者を誘引する仕掛けや工夫について記載すること

 - ※正面パース図、平面図を記載すること

 - (別紙にて提示するブース位置を案とし作成し、18社の展示ブース、事務局カウンター、商談ブースの位置を記載すること)

- ・企画提案金額の見積書

 - ※見積書作成の注意事項

 - 見積根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表示すること(工数・単価等)

- ・会社概要(会社パンフレット等)

 - ※会社概要がパンフレット等の冊子の場合は、PDF形式の電子データは不要とし、冊子を4部提出すること。

- ・社内組織体制図

 - ※本業務担当チームの構成・責任者名を明記すること。

- ・過去3年間の本業務と同様の業務実績

②提出期限

令和4年6月24日(金)午後5時まで(必着)

③提出方法

期限までに下記提出先まで提出すること。原本は原則郵送での提出とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付すること。

提出先:公益財団法人大阪産業局 O-TEX2025 事務局担当

(原本)〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館13F

(電子データ)otex@obda.or.jp

④その他

- ・受付期間終了後の提出・差し替えは認めない。

- ・提出された書類に虚偽の内容があった場合は、無効とする。

- ・企画提案書の提出は、1者1案のみとする。
- ・この事業について提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、許可なく他の者へ漏らすことを禁じる。
- ・事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。

(3) 審査・選定の実施及び方針

審査・選定については、当財団にて選考委員会を設置し、提出書類をもとに行う。プレゼンテーション審査は行わない。事前のヒアリングが必要と判断した場合は、応募者にヒアリングを行う。

(4) 選定スケジュール

令和4年6月24日(金)	午後5時まで	提案資料提出締切(必着)
7月4日(月)		選定結果通知
7月8日(金)		契約締結(予定)
7月8日(金)		業務開始(予定)

(5) 審査基準

提出書類に基づく審査により、下記基準をもとに、4段階の評点を経て、当財団にて審査を実施。必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(a) 提案力

(当事業の出展意図やコンセプトを理解し、来場者を誘引するブースであるか)

(b) 実施体制の妥当性

(c) 類似業務実績の豊富さ

(d) 費用根拠の妥当性

※評点が同点となった場合、(a)(d)の合計点が高い方を上位とする。

(6) 選定結果通知

選定結果通知は、採否にかかわらず、応募者全員(共同企業体の場合は代表構成員)にメールにて通知する。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとし、審査内容については開示しない。

(7) 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格(選定対象から除外)とする。

- ①選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③応募書類に虚偽の記載が認められた場合

④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. その他

- ①応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- ②応募書類及び添付書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、応募書類及び添付書類は、事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には使用しない。
- ③応募書類及び添付書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。
- ④「5. 選定手続(7)失格事由」等により法人が損害を被った場合、賠償を請求することがある。
- ⑤この要項に定めのない事項については法人と協議の上、決定するものとする。

7. 問い合わせ先・提出先

〒541-0053

大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 13 階

公益財団法人大阪産業局 O-TEX2025 事務局

TEL 06-6264-9919 MAIL: otex@obda.or.jp

【改定内容】

令和4年6月3日 共同企業体の提案について追記しました。